

(平成25年6月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務しB業務に従事した。私は、同事業所に係る給料支払明細書を所持しており、当該期間において事業主により保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所において、申立人と同職種であった同僚には、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該同僚を含む複数の同僚が供述する申立期間当時の同事業所の従業員数と、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる当時の厚生年金保険被保険者数がおおむね符合していることから、同事業所は、申立期間当時、従業員のほぼ全てについて厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和47年7月分及び同年8月分の給料支払明細書を所持しており、それぞれ支給総額は5万1,000円であること及び4万5,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主とも連絡が取れないため詳細は不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年4月及び同年5月を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月22日から同年7月20日まで

申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い額になっている。

申立期間の給料支払明細書の写しを提出するので、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成 14 年 6 月については、前述の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月20日から同年6月1日まで
年金事務所からの連絡により、A社B支店から、A社（現在は、C社）に異動した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。
同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C社が提出した人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は、申立人は申立期間においてB支店に所属していた旨回答していることから、昭和39年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年4月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格喪失日を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月21日から44年2月頃まで
② 昭和44年9月頃から45年2月1日まで
③ 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

申立期間①について、私は、昭和42年5月1日にA社B事業所に入社後、43年10月に同社D事業所に転勤し、44年2月頃まで同事業所に継続して勤務していたはずであるが、同事業所に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②について、私は、昭和44年2月頃、前述のA社D事業所を一旦退社し、同年9月頃に再度同社に就職したが、同社B事業所が管理していたE事業所で勤務していた申立期間②の被保険者記録が無い。

申立期間③について、私は、昭和54年11月1日にA社B事業所から同社F事業所に転勤したが、同社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年10月31日となっており、退職する平成12年1月1日まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③の被保険者記録が無い。

申立期間①、②及び③について、A社に勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録、C社が提出した申立人に係る個人台帳及び社員台帳並びに申立人が提出した辞令により、申立人

が申立事業所に継続して勤務し（昭和 54 年 11 月 1 日に A 社 B 事業所から同社 F 事業所に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所における昭和 54 年 10 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 54 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、A 社 B 事業所において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「時期は定かではないが、申立人は、A 社 B 事業所から同社 D 事業所に転勤した。」と供述していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社 D 事業所において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C 社が提出した履歴書によると、当該履歴書は、昭和 44 年 8 月以降に申立人により作成されたことがうかがえるところ、43 年 10 月に A 社を退職後、同年 10 月に、一旦、別の事業所に就職し、44 年 6 月にその事業所を退職した旨の記載が確認できる。

また、A 社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、C 社の回答、A 社 B 事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の具体的な供述などから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、A 社 B 事業所が管理していた E 事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C 社が提出した申立人に係る個人台帳及び社員台帳によると、申立人は、申立期間より後の昭和 45 年 5 月 1 日に同社において本採用となっていることが確認できるところ、A 社 B 事業所及び同社 D 事業所において、給与事務及び社会保険事務を担当していた同僚二人は、当時、正社員であれば、雇用保険及び厚生年金保険の保険料を、給与から一緒に控除した

が、短期、臨時又は試用期間の雇用者の社会保険料の控除については、不明である旨供述しているとともに、申立人は、「申立期間②当時に健康保険に加入していない時期があったと妻が述べている。」と供述している。

- 4 C社は、申立期間①及び②当時のA社における申立人の厚生年金保険に係る資料は保管しておらず、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について、確認することができない旨回答している。

また、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 4709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した人事記録及び事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年3月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 46 年 12 月までの期間、56 年 10 月から同年 12 月までの期間、57 年 10 月から同年 12 月までの期間、及び 58 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 46 年 12 月まで
② 昭和 56 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

私は、A市の広報誌で国民年金の任意加入制度を知り、国民の義務と思って加入手続を行い、昭和 47 年 1 月中旬まで国民年金保険料を納付したはずである。

保険料の納付方法は、最初の頃は、団地の集会場に集金に来ていた市の担当者を通じて納付しており、途中から、金融機関での納付方法に変わったが、漏れなく納付していたことを記憶している。

申立期間①が未加入期間となっており、申立期間②、③及び④の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の特殊台帳により、申立人は、昭和 47 年 1 月 21 日に任意加入したことが確認できるところ、任意加入被保険者は、制度上、遡って加入することはできず、国民年金保険料納付の義務は資格取得日から発生することから、当該期間は未加入期間であり、任意加入した時点において申立期間①の保険料を遡って納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、申立人は、定期的に保険料を納付していたと主張しているところ、A市の申立人に係る国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人は、昭和 51 年 4 月の保険料から口座振替による納付を開始していることが確認できるものの、同収滞納一覧表には、口座振替による納付日（通常は、月末）とは異なり、口座振替時に残高不足で口座振替が不能となった場合に発行される納付書により納付していたことがうかがえる納付日が記録されているものが散見される。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和 54 年度から 58 年度までの保険料については、いずれも過年度納付書が発行されている上、56 年度及び 57 年度に係る保険料については催告状も発行されていることが確認できることから、定期的に保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、前述の収滞納一覧表及び特殊台帳によると、いずれも申立期間②、③及び④は未納とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

3 申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。当時、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと思うので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金への加入手続は、昭和 50 年 8 月 11 日に行われていることが確認でき、当該被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、同年 8 月 12 日に、47 年 3 月から申立期間直前の 48 年 3 月までの保険料が第 2 回特例納付を利用して納付され、申立期間直後の同年 7 月から 50 年 3 月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間は、第 2 回特例納付の納付対象期間ではなく、かつ、申立人の国民年金加入手続が行われた時点では、時効により、過年度納付によっても保険料を納付することができない期間である上、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及び申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から59年3月まで

私が年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることが分かった。申立期間の国民年金については、私の父が加入手続きを行い、保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、平成9年1月1日に付番された基礎年金番号で、平成11年6月24日に昭和59年12月23日に遡って初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日より前に被保険者記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、当該加入手続き時点より前に、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人及び申立人の父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2657

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 6 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

私の保険料を納付していた私の妻の申立期間に係る保険料は納付とされているので、妻が私の申立期間の保険料も納付しているはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、昭和 58 年 7 月 6 日の被保険者資格取得に係る国民年金への加入手続日は、申立人に係る A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿により 63 年 8 月 23 日と推認できることから、当該時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

なお、申立期間直後の昭和 61 年 7 月の保険料は、C 年金事務所が保管する申立人に係る保険料の領収済通知書により、63 年 8 月 30 日に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、「私の保険料を納付していた妻の申立期間に係る保険料は納付とされているので、私の申立期間の保険料も納付済のはずである。」と主張しているところ、前述の被保険者名簿により、申立人の妻の保険料納付に係る記録は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間については免除、及び同年 4 月から 61 年 3 月までの期間は未納とされていることが確認できる上、同年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人が申立期間に係る加入手続を行ったと推認できる日（昭和 63 年 8 月 23 日）より前の 63 年 7 月 7 日に過年度納付していることが確認でき、当該期間の保険料を夫婦一緒に納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間当時、結婚していたが、実家の敷地内の別棟に居住しており、実家の母から私の将来のために申立期間の国民年金保険料を納付していると聞かされていた。詳しい納付金額等は分からないが、町内会長をしていた私の父が納めてくれていたと思うので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人の両親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたはずであると主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 42 年 5 月 26 日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、国民年金被保険者の資格取得日は昭和 40 年 4 月 1 日（申立人が所持している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄及び申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿における資格取得日は、昭和 40 年 4 月 28 日と記載）と記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明であり、申立人の両親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から13年7月1日まで

私は、A社からB社に出向した際、管理職になると同時に昇給があり、給与額はA社の時より上がった。その後、給与額は定期的に上がり、下がった記憶は無いにもかかわらず、オンライン記録では、勤務していた期間の途中で下がったことになっている。

また、A社に戻ってから標準報酬月額の記録が41万円に上がったこととされているが、B社においても異動する前には、同額の給与が支給されていたと記憶している。

申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社からB社に出向した際、管理職になると同時に昇給があり、給与はA社の時より上がった。その後、給与は定期的に上がり、下がった記憶は無い。」と申し立てているところ、申立人と同時期にA社からB社に異動している14人のうち8人について、オンライン記録により、異動時及びその後の定時決定の時期に申立人と同様に標準報酬月額が下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが遡って引き下げられているなどの不自然な点は見られない。

また、前述の複数の同僚（申立人が氏名を挙げた2人を含む。）は、自身の記録について「申立期間中の標準報酬月額の記録と実際に受けた給与額とは相違していない。」と供述している上、別の同僚から提出された申立期間中の平成9年8月分、10年4月分、11年9月分及び12年1月分の4か月分の給与明細書によると、厚生年金保険の保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額の範囲内であることが

確認できる。

さらに、申立人は、「A社に戻ってから標準報酬月額が 41 万円に上がったこととされているが、B社においても異動する前には、同額の給与が支給されていた。」と申し立てているところ、申立人が平成 13 年 7 月 1 日にB社を退職した時点でオンラインに記録されている標準報酬月額 38 万円は、申立人に係る 12 年 5 月から 7 月までの 3 か月間の報酬月額を基礎として、同年 10 月から翌年 9 月までの期間の標準報酬月額が決定されており、仮に 12 年 8 月から資格喪失日の属する月の前月である 13 年 6 月までの間に、標準報酬月額 41 万円相当の給与が支給されたとしても、標準報酬月額の等級の差は 1 等級であり、随時改定の対象である 2 等級以上の差にはならないことから、標準報酬月額の改定は行われなかったものと判断される。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案4711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年1月21日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後合わせて23ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和23年1月21日の前後2年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす14人について同手当金の支給記録の有無を確認したところ、9人に支給された記録が確認でき、その全員が厚生年金保険被保険者資格の喪失後5か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。

また、申立事業所が提出した「労働者年金保険被保険者資格喪失届 ㊟」によると、申立人に係る備考欄には、「済」と記載されていることが確認できる。ところ、申立事業所は、「その意味は、他の社員の資格喪失届の記載内容から推察すると、脱退手当金請求済みと考えられ、おそらく、当社が従業員に代わって社会保険事務所（当時）への脱退手当金の請求を行っていたのではないか。」と回答していることを踏まえると、申立期間当時、申立事業所においては、代理請求が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日が記載されているとともに、「上記期間脱退手当金支給済」と記載されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州(福岡)厚生年金 事案4712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から21年2月1日まで

「ねんきん特別便」で年金記録を確認したところ、終戦前から勤務していたA事業所での資格取得日が昭和21年2月となっている。A事業所に入社した時期は不明であるが、同僚に確認してもらえば、申立期間において勤務していたことが証明できると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたと申し立てているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和20年11月4日であることが確認できる同僚の供述から、申立期間のうち、同年11月4日から21年2月1日までの期間において、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が申立人と同様の業務を行っていたとして氏名を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間において確認できない上、当該同僚は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができない。

また、A事業所の後継会社であるB社は、「当社で保管しているA事業所に係る労働者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者記録が、昭和21年2月1日から28年6月25日までとなっていることが確認できるものの、その他の関係資料は保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については確認することができない。

さらに、前述の労働者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証、厚生年金保険被保険者

台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 4713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 1 月 9 日まで

私は、A社に私の兄及び弟と同時期に入社し、同じ業務に従事した。

私の兄及び弟には厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私にだけ記録が無いことに納得がいかないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録並びにA社における申立期間当時の社会保険等の事務担当者、申立人の兄及び弟の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「平成 24 年 4 月に、申立期間当時の社員名簿、出勤簿、賃金台帳等の古い資料は、全て廃棄処分してしまい、申立人に関することは不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立人の兄及び弟と同時期に入社したと供述しているところ、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のA社における資格取得日は、兄及び弟と相違している上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の兄及び弟の厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、申立人の当該記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等に関する

る供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（長崎）厚生年金 事案 4714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 30 日

私は、私と同時期にA社に勤務していた従業員の平成 16 年 12 月支給の賞与に係る年金記録が訂正されたことに伴い、年金事務所から私にも年金記録に反映されていない賞与の支給があった可能性がある旨の手紙を受け取った。

当該従業員と同様に、私にも賞与が支給されていたのではないかと思うので、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与について、A社の給与はB金融機関の口座に振り込まれていたため、賞与が支給されているのであれば、給与と同じ口座に振り込まれているはずであると主張している。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、申立人に賞与を支給していたことを確認できる関連資料を保管していないが、申立人のB金融機関の口座に給与を振り込んでいたため、当該口座を確認すれば、申立人に賞与の支給があったか否かを確認することができる旨供述している。

しかしながら、B金融機関が提出した申立人に係る口座の取引履歴によると、申立期間及び申立期間の前後において、給与が振り込まれた履歴は確認できるものの、賞与が振り込まれたことをうかがわせる履歴は確認できないことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。